

会 員 各 位

一般社団法人日本船用工業会
専務理事 澤山 健一

2024（令和6年度）「団体PL保険」及び「団体請負業者賠償責任保険」の
募集並びに更新手続きのご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当会の事業運営について、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、当会では、平成8年度から「団体PL保険」、令和5年12月1日から「団体請負業者賠償責任保険」の取扱をしております。

「団体PL保険」は、会員企業が製造販売または修理した船用工業品によって生じ他人身体の障害または財物の損壊について、損害賠償金及び争訟の解決のために要した費用等を補償するものであり、また、「団体請負業者賠償責任保険」は、会員企業が請け負った「船用工業製品に関する据付・設置・改修・修理作業」に起因して、日本国内において生じた法律上の損害賠償金および争訟の解決のために要した費用等を補償するものです。（詳細は、各保険の「ご加入のおすすめ」を御覧ください。）

双方の保険とも高い品質をもつ当会会員の船用工業製品を対象としているため、一般の保険と比較して保険料が低く設定されており、「団体請負業者賠償責任保険」については、昨年度と比較して低い保険料となっております。

つきましては、今年度の「団体PL保険」及び「団体請負業者賠償責任保険」（保険期間：7月1日から1年間）の募集並びに更新手続きを下記のとおりご案内しますので、同封のパンフレット等をご覧いただき、ご加入に向けた検討、又は、更新についてご検討いただきますようお願い致します。

敬 具

記

1. 新規加入及び更新手続きに必要な書類（7月1日保険開始の場合）

(1) 団体PL保険の場合

「団体PL保険ご加入のおすすめ」6ページの1. 加入の流れ（保険始期：7月1日）をご覧になり、以下の書類のご提出をお願いします。

① 「団体PL保険 保険料算出依頼書」

- ・ 5月31日(金)までに当会宛に FAX 又は E-mail にてお送り下さい。
- ・ 書類の受領後、「保険料の見積書」を本保険の引受保険会社（東京海上日動火災保険㈱）の事務幹事代理店である AIG パートナーズ㈱から FAX 又は E-mail にて送付します。

② 「団体P L保険 確認書」、「団体P L保険 加入申込票」

- ・ 6月7日(金)までに、「団体P L保険 確認書」*¹及び「団体P L保険 加入申込票」(押印した本紙)を当会まで郵送して下さい。

期限に間に合わない場合は、同日までにFAX 又はE-mail にて送付するとともに、追って本紙を郵送願います。

※1 「団体P L保険 確認書」は、昨年度までご提出いただいていた「質問事項回答書」に替わる書類となりますので、必ずご提出願います。

(2) 団体請負業者賠償責任保険の場合

「団体請負業者賠償責任保険」8ページの1. 加入の流れ(保険始期: 7月1日)をご覧ください、以下の書類のご提出をお願いします。

① 「団体請負業者賠償責任保険 保険料算出依頼書」

- ・ 5月31日(金)までに当会宛にFAX 又はE-mail にてお送り下さい。
- ・ 書類の受領後、「保険料の見積書」を本保険の引受保険会社(東京海上日動火災保険株)の事務幹事代理店であるAIG パートナーズ株からFAX 又はE-mail にて送付します。

② 「団体請負業者賠償責任保険 加入申込票」、「団体請負業者賠償責任保険 確認書」

- ・ 6月7日(金)までに、「団体請負業者賠償責任保険 確認書」及び「団体請負業者賠償責任保険 加入申込票」(押印した本紙)を当会まで郵送して下さい。

期限に間に合わない場合は、同日までにFAX 又はE-mail にて送付するとともに、追って本紙を郵送願います。

※「団体請負業者賠償責任保険」の保険期間は、昨年度募集時は、保険開始日を12月1日～翌年12月1日としておりましたが、今年度から「団体P L保険」と同様に7月1日から翌年7月1日となりましたので、予めご了承願います。

2. 保険期間途中からの加入について

- ・ 「団体P L保険」及び「団体請負業者賠償責任保険」の双方とも保険開始日(7月1日)以降からの加入も可能です。「団体P L保険」の場合は「団体P L保険ご加入のおすすめ」6ページの2. 保険始期(7月1日)以降の加入について(中途加入する場合)を、「団体請負業者賠償責任保険」の場合は「団体請負業者賠償責任保険ご加入のおすすめ」8ページの2. 保険始期(7月1日)以降の加入について(中途加入する場合)をご覧ください。
- ・ ご提出いただく書類につきましては、1. 新規加入及び更新手続きに必要な書類(7月1日保険開始の場合)と同様です。

3. 保険料の支払い

- ・ 提出書類確認後、「保険料請求書」をお送りいたしますので、請求書が届きましたら、当会指定口座にお振込み下さい。

4. 注意事項

- ・「団体P L保険」及び「団体請負業者賠償責任保険」の加入は双方ともご提出いただく書類に基づく申告ベースとなります。そのため、記載内容に誤り等があった場合は、保険金の減額又は保険契約の取り消しを受ける場合もありますので、ご注意願います。

同封物：

【団体P L保険関係】

1. 2024年度 日本船用工業会・団体P L保険 ご加入のおすすめ
2. 「団体P L保険 保険料算出依頼書」、「団体P L保険 確認書」、「団体P L保険 加入申込票」
3. 日本船用工業会・団体P L保険に関するQ & A

※団体P L保険関係の様式は、以下の当会ホームページからダウンロードできます。

接続先：<http://www.jsmea.or.jp/jp/news/pl.html>

【団体請負業者賠償責任保険関係】

1. 2024年度 日本船用工業会・団体請負賠償責任保険 ご加入のおすすめ
2. 「団体請負業者賠償責任保険 保険料算出依頼書」、「団体請負業者賠償責任保険 確認書」、「団体請負業者賠償責任保険 加入申込票」
3. 日本船用工業会・団体請負業者賠償責任保険に関するQ & A

※団体請負業者賠償責任保険関係の様式は、以下の当会ホームページからダウンロードできます。

接続先：<http://www.jsmea.or.jp/jp/news/bl.html>

以 上

[問い合わせ先]

一般社団法人日本船用工業会 業務部 鈴木隆之

E-mail：tsuzuki@jsmea.or.jp

TEL：03-3502-2041 FAX：03-3591-2206